物件番号 R7教環03

物件調書

土地の概要

所 在 地	佐世保市	小島町433	3番1		地 目	宅地		
住 居 表 示					形状	測量図のとおり		
面 積	(実測面	ī 積)		531. 33m²	面積)	531. 33㎡		
接面道路の 幅員及び構造	舗装県道	「俵ヶ浦日里	第1号 幅算	員約8. 5m)				
	区域区分		市街化	区域	用途地域	第	一種住居地域	
都市計画法・ 建築基準法に	建ぺい率		60%	6	容積率		200%	
基づく制限	そ の 他 の 制 限	準防火地	也域					
所有権を制限す	る権利設定	無						
私道の負担等	私道負担	の有無	無	負担の内容				
に関する事項	道路後退	の有無	無	負担の内容				
	供給加	 色設	事業所名				電話番号	
	電気	引込可 九州電力(株)佐世保営業所					0120-761-371	
供給施設の 整備状況	上水道	引込可	佐世	0956-25-9662				
	下水道	引込可	佐世		0956-25-9662			
	都市ガス	引込可	引込可 西部ガス(株)お客さまサービスセンター 0570-00					
交 通 機 関	鉄道	JR「佐世						
(現地から)	バス	西肥バス「高野谷」停から約100m						
	市役所	佐世保市	市役所。	 まで		約3. 4	km	
公 共 施 設 (現地から)	中学校	佐世保市	市立愛る	合中学校まで		約2. 1km		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	小学校	佐世保市	市立赤崎	奇小学校まで		約1.7	km	

- ◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)
- 1.上記内容については、事前に県が確認したものですが、その他許可条件や建物の建築制限などがある場合がありますので、詳細及び建物建築の可否など建築基準法の規定に関することについては、事前に買主が県または佐世保市に確認する必要があります。
- 2.対象地は、間口約23m、奥行約25mで、形状は台形の中間画地であり、前面道路にはほぼ等高で接する土地です。敷地内には2棟の建物及び1棟の倉庫があります。
- 3.対象地は、土砂災害警戒区域、立地適正化計画区域に指定されています。
- 4.敷地内に九州電力送配電株式会社が設置する支線があり、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、年額1,500円で貸し付けている状況です。
- 5.物件調書は、物件の状況を把握するためのもので、売買契約書の一部となります。

物件番号 R7教環03

物件調書

建物の概要

	所 7	在	佐世保市小島町433番地1(家屋番号433番1の1)					
	構	造	木造セメント瓦葺2階建					
建物概要	用 i	途	居宅					
	床面積	責	1階62. 21㎡、2階30. 31㎡、合計92. 52㎡					
	建築年月	日	昭和57年2月5日					
	基。	礎	布基礎					
	屋	根	瓦葺					
	外	壁	サイディング等					
┃ ┃ 使用資材等	内	壁	合板、ラスボード下地じゅらく塗等					
	天	井	合板、石綿板等					
	床		合板、畳等					
	建	具	アルミ等					
	の名名東西(畑州の田辺笠)							

◎参考事項(物件の現況等)

- 1.当該建物は、築43年を経過しており、屋根等の躯体・基本的構造部分や電気、給排水、衛生等の諸設備については相当の自然損耗・経年変化が認められるところですので、現況建物の解体撤去が、敷地として最有効使用と判定しています。買主はそれを承認・前提として契約書所定の代金で本件を購入するものとします。引渡後に自然損耗、経年変化による劣化・腐食等を原因として仮に雨漏り、水漏れ、諸設備に故障等があったとしても、それらは隠れた瑕疵に該当するものでなく買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。
- 2.本物件については、シロアリ等の害虫被害に関する専門的調査は実施しておりません。そのため、床下や壁内部などにシロアリ被害が存在する可能性があります。引渡後にシロアリ等の害虫被害が判明した場合であっても、それらは隠れた瑕疵に該当するものではなく、買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。
- 3.アスベスト調査の結果、台所の壁や浴室の天井の成形板等の複数個所にアスベストが含有していること が判明しています。解体にあたり、必要に応じて資料を提供します。
- 4.現況のままで引き渡します。
- 5.最低売却価格は、上記の状況を考慮した上で評価を行っています。買主はそれを承認・前提として契約 書所定の代金で本件を購入するものとします。

物件番号 R7教環03

物件調書

建物の概要

	所	在	佐世保市小島町433番地1(家屋番号433番1の2)					
	構	造	木造セメント瓦葺2階建					
建物概要	用	途	居宅					
	床 i	面積	1階62. 21㎡、2階30. 31㎡、合計92. 52㎡					
	建築	年月日	昭和57年2月5日					
	基	礎	布基礎					
	屋	根	瓦葺					
	外	壁	サイディング等					
┃ ┃ 使用資材等	内	壁	合板、ラスボード下地じゅらく塗等					
使用貝的寺	天	井	合板、石綿板等					
		床	合板、畳等					
	建	具	アルミ等					
	○ 余孝東頂(物件の用温笙)							

◎参考事項(物件の現況等)

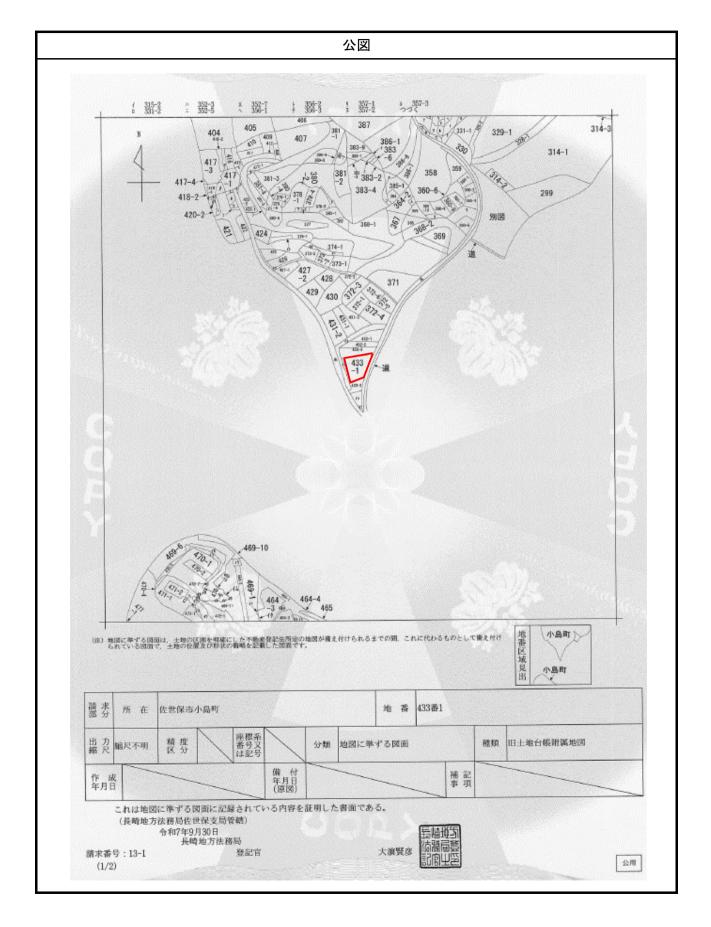
1.当該建物は、築43年を経過しており、屋根等の躯体・基本的構造部分や電気、給排水、衛生等の諸設備については相当の自然損耗・経年変化が認められるところですので、現況建物の解体撤去が、敷地として最有効使用と判定しています。買主はそれを承認・前提として契約書所定の代金で本件を購入するものとします。引渡後に自然損耗、経年変化による劣化・腐食等を原因として仮に雨漏り、水漏れ、諸設備に故障等があったとしても、それらは隠れた瑕疵に該当するものでなく買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。

2.本物件については、シロアリ等の害虫被害に関する専門的調査は実施しておりません。そのため、床下や壁内部などにシロアリ被害が存在する可能性があります。引渡後にシロアリ等の害虫被害が判明した場合であっても、それらは隠れた瑕疵に該当するものではなく、買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。

3.アスベスト調査の結果、台所の壁や浴室の天井の成形板等の複数個所にアスベストが含有していること が判明しています。解体にあたり、必要に応じて資料を提供します。

4.現況のままで引き渡します。

5.最低売却価格は、上記の状況を考慮した上で評価を行っています。買主はそれを承認・前提として契約 書所定の代金で本件を購入するものとします。



全部事項証明書

₩ 長崎県	表佐世保市	小島町433-	1				全部事項	百証明書	(土地
表記	題 部	(土地の表示)	調製	平成7年10月2	2 6 E	不動産番号	310300007	7 2 8 0
地図番号	(金百)		筆界特2	定鱼	自			No.	
所 在	佐世保市	小鳥町					(9.4)	37	
① t	也番	②地 目	③ 始 積 ㎡			原因及びその日付〔登記の日付〕			
433番	ı	宅地			5 4 3 5	7	不詳 (昭和44年3)	日 2 8 日)	
IR BI		(象 位)	(A_E)				昭和63年法務 の規定により移 平成7年10月		条第 2 引
(8.8)		(e.fi)			5 3 1 3	3 3	③結誤 ③433番1、 〔令和7年9月	4 3 3番8に分類 1 0/日)	

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
I	所有権保存	昭和44年3月25日 第4771号	所有者 長 崎 県 順位1番の登記を移記
	(金百)	(6 f)	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年10月26日



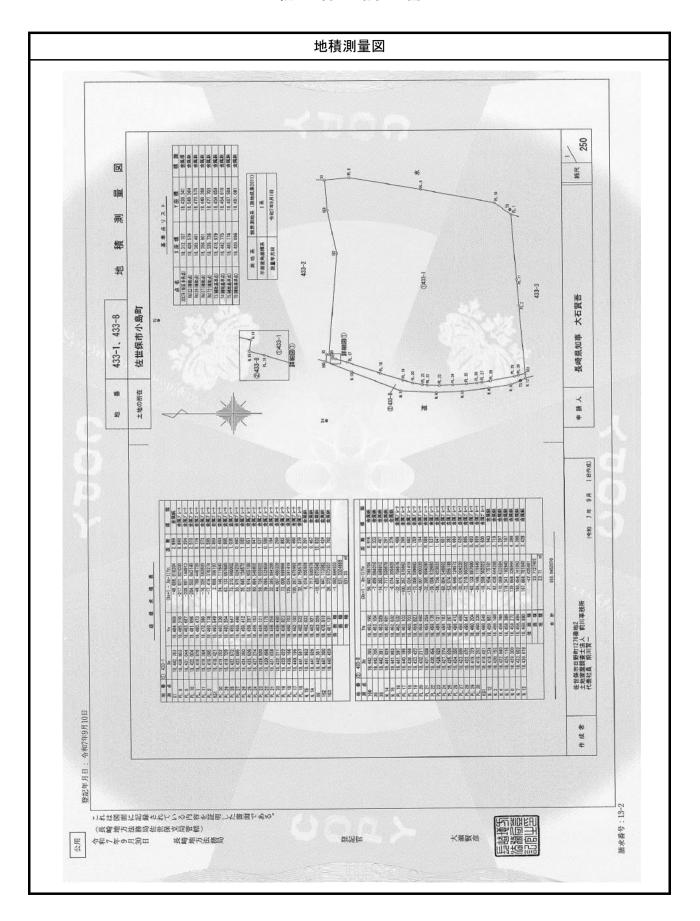
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

(長崎地方法務局佐世保支局管轄) 令和7年9月30日

長崎地方法務局 登記官 大 演 賢

* 「急定の目的」様に「相応人中等」と記載されている登記は、所有権の数定名義人(所有者)の相能人からの中部に振っき、
* で総のあるものはは前生年であることを示す。 整理番号 K 7 7 2 8 5 (1 / 3) 長崎地方法務局





全部事項証明書

肝 長崎県初	b世保市小島町 4 3 3-1-	1	全部事項	頁証明書	(建物		
表 題	部 (主である建物の	表示) 調製	平成7年10月	26日	不動産番号	3103000079	124
所在図番号	(m ii)					1000	
所 在	佐世保市小島町 433番	地 1	(金山)				
家屋番号	433番1の1		(<u>4.0</u>)				
① 種 類	② 構 造	③ 床	面積	m	原因及证	びその日付〔登記の日付]
居宅	木造セメント 瓦葺 2 階建		2.100	2 2 1 0 3 1	昭和57年	2月5日新築	
(A D)	(金田)	(<u>s.a.</u>)	Bis		昭和63年 2項の規定 平成7年1		2条第

権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項			
1	所有維移転	平成4年10月22日 第21581号	原因 平成4年9月10日売買 所有者 長 崎 県 順位2番の登記を移記			
	(金石)	(<u>A</u> (1)	昭和63年法務省令第37号開開第2条第2項 の規定により移記 平成7年10月26日			



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

い。 (長崎地方法務局佐世保支局管轄) 令和7年9月30日

長崎地方法務局

登記官

痼 賢 彦

* 「独立の目的」類に「組破人中告」と記載されている独立は、所有権の登記名義人 (所有者) の相談人からの中的に基づき、 登記官が軸程で、中世があった相談人の任所・氏名等を外記したものであり、権利関係を公示するものではない。 * 下級のあるものは抹酢中項であることを示す。 整理番号 K77285 (2/3)

* 下線のあるものは採飾事項であることを示す。



全部事項証明書

表 題	部 (主である建物の	表示) 調	製	平成7年1	0月2	6 B	不動産番号	3103000079125
所在図番号	(金百)							
所 在	佐世保市小島町 433番	地 1	(A. (d)	27				
家屋番号	433街1の2		(A) (II)					
① 種 類	② 構 造	3	床	面積	- 1	ท่	原因及び	メその日付[登記の日付]
Et	木造セメント瓦葺 2 階建			1階		2 1 3 1	昭和57年	2月5日新築
(s. 4)	(新日)	(* a)				Ī	昭和63年紀 2項の規定に 平成7年10	

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
製以田内	2 AC 07 E3 83	文目中のロース目前の	18 11 5 5 17 15 17 7
1	所有権移転	平成4年10月22日 第21581号	原因 平成4年9月10日売買 所有者 長 崎 県 順位2番の登記を移記
	[8 ti]	(金色)	昭和63年法務省会第37号開則第2条第2項 の規定により移記 平成7年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はな

(長崎地方法務局佐世保支局管轄) 令和7年9月30日

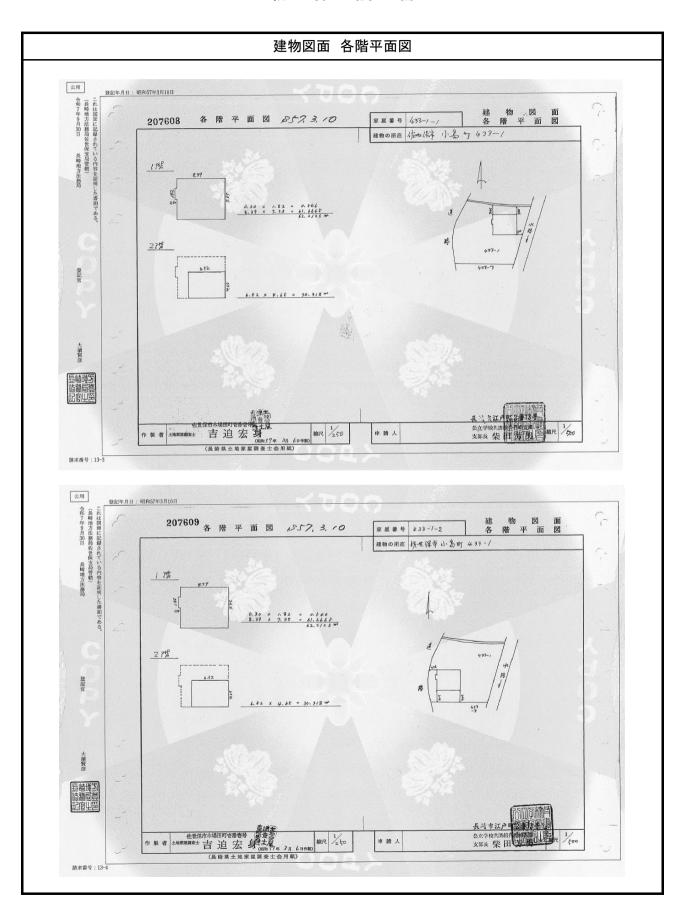
長崎地方法務局

長崎地方法務局 発記官 大 篠 賢
* 「登記の目的」欄に「相顧人中告」と定様されている意思は、所有他の登記名義人(所有者)の期後人からの中間に来づき、
の本官が職権で、中間があった相顧人の作項・氏名等を対定したものであり、権利目除を公示するものではない。
* 下級のあるものはは領事項であることを示す。 整理番号 K 7 7 2 8 5 (3 / 3)



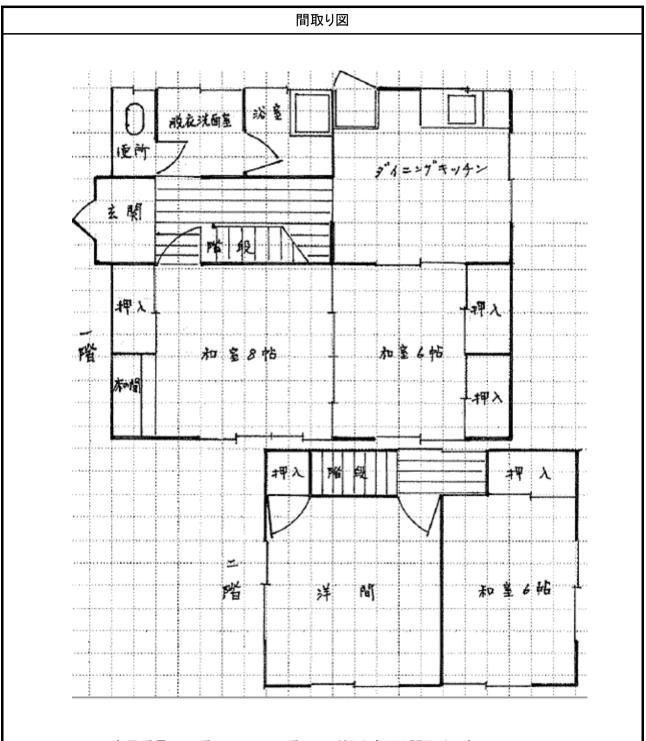
物件番号

R7教環03



物件番号

R7教環03



家屋番号433番1の1、433番1の2どちらも同じ間取りです。

物件調書

現況写真(建物外観)

道路側正面



南側 北側



裏側倉庫



駐車場



現況写真(家屋番号433番1の1)

玄関1



1 階和室8帖





1階和室6帖

DK



2階洋間



2階和室6帖



脱衣洗面室



浴室





便所



現況写真(家屋番号433番1の2)

玄関1



1 階和室8帖





1階和室6帖

DK



2階洋間



2階和室6帖



脱衣洗面室



浴室



便所



